

平成26年5月策定

平成31年3月改定

令和4年 9月改定

令和5年 4月改定

小平市立小平第七小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての児童は、かけがえのない存在であり、児童の健やかな成長は、社会全体の願いであることを念頭に、学校は「いじめは絶対に許してはいけない」「見逃してはいけない」との思いから本方針を策定する。

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

この定義をよく理解した上で、いじめは「どの学級にも起こり得る」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。いじめ問題への対応に当たっては、以下の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていく。

いじめ問題への対応ポイント

- I 教員の指導力の向上と組織的対応
- II 子どもからの声を確実に受け止め、子どもを守り通す
- III いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
- IV 保護者・地域・関係機関との連携

2 いじめの防止等の対策ための組織

(1) 七小いじめ対策委員会

メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、
専科主任、特別支援教室主任、養護教諭、スクールカウンセラー

ア 日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。

イ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

(2) PTA・学校経営協議会・地域住民・関係諸機関 等

「七小いじめ対策委員会」を支援する組織として活用する。

→いじめを含む、児童の気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえよう協力を仰ぐ。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止に向けた取組

ア 教職員の資質向上

- ・校内研修を年3回行い、「いじめ」に関する正しい認識と人権感覚の向上を図る。

イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童同士が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができるよう、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・定期的に児童がいじめについて深く考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。また、「いじめは絶対に許されない」とことと「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ・いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について、6年生の社会科の授業で、いじめと関連した法教育を実施する。

ウ 児童による主体的な活動

- ・小平市社会福祉協議会主催の「心にしみる短詩」等の取組を始め、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

エ 地域・家庭との連携

- ・いじめ防止基本方針について年度当初の保護者会で周知する。
- ・地域の多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。
- ・七小スタンダードを基に、SNS 七小ルールを周知し、家庭と連携した SNS ルール作り等、保護者への協力を依頼する。
- ・毎学期始めの「生活点検表」の取組により、規則正しい生活やルールを守る意識の向上を図る。

オ 情報モラル教育の徹底

- ・情報モラル教室を通して、児童や保護者にネット環境が充実することで起こる弊害について発信したり、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）について考える機会をつくったりなど、いじめ防止に向けた対策を推進する。

(2) 早期発見のための取組

ア 「いじめ発見のチェックシート」

- ・教員が児童の観察の際に活用し、いじめの確実な発見に努める。

イ いじめに関するふれあいアンケート

- ・「ふれあい月間」を通じて、年3回実施する。
- ・いじめの有無に関わらず自由記入欄に書き込ませることでいじめを訴えやすくする。

ウ 担任と児童の二者面談

- ・ふれあい月間の取組の中で、実態に応じて担任と児童で面談を行い、その児童の表情を見ながら、本人のことだけでなく友達のことや学級のことなどを把握するとともに、結果を「七小いじめ対策委員会」に報告し、共有する。

エ スクールカウンセラーによる全員面接

- ・1学期に5年生を対象に行い、相談窓口の周知等の相談活動を充実させる。

オ 各種相談機関の周知

- ・児童がいじめの相談を行いやすいよう、「東京いじめ相談ホットライン」等の周知を図る。

カ 全教員による校内巡回

- ・管理職、スクールカウンセラー、看護当番等が校内巡回を行い、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握する。

キ 学校非公式サイト等の有害情報の把握

- ・問題のある書き込み等の情報に対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(3) 早期対応の取組

ア 組織的対応

- ・発見・通報を受けた教職員は、「七小いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童並びに行った児童の保護者に連絡する。
- ・いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。
- ・いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

(4) 解消に向けた取組

ア 児童への対応について

【いじめを受けた児童】

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、状況をきめ細かく把握する。児童又はその保護者に対する心身のケアを行う。
- ・いじめを受けたことによる心理的ストレスを軽減するために、スクールカウンセラー等とともに、被害児童及び保護者のケアを行う。

【いじめをした児童】

- ・直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。

【いじめを見ていた児童】

- ・自分の問題として捉えさせ、大人に報告できるように指導する。

イ 警察との連携について

- ・警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- ・学校の内外で発生した児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

ウ 保護者への支援について

- ・被害児童の保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えけるとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限り被害児童、保護者の不安を除去し、学校の今後の対応について保護者と合意形成を図る。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。
- ・加害児童の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。

(5) 重大事態への対応

- ア いじめの重大事態（いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事案や、いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事案）の場合には、速やかに教育委員会に報告し、調査を通じて事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。
- イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、緊急避難措置の検討、実施を見据えた対応などの重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

4 取組の評価・見直し

本方針は、ふれあい月間「学校シート」を活用して、学校評価により見直し・改善を行い、次年度の方針を策定する。